

令和 8 年度（2026年度）

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校
入学者選抜の手引

音威子府村教育委員会

（令和 7 年（2025年）10月）

目 次

第1 令和8年度(2026年度)道立高等学校入学者選抜に関する日程表…… 1

第2 令和8年度(2026年度)北海道おといねっぶ美術工芸高等学校

一般入学者選抜実施要項

1 募集人員 …………… 6	10 追 検 査 …………… 15
2 出願資格 …………… 6	11 入学者の選抜 …………… 16
3 出願の受付 …………… 6	12 合格発表 …………… 18
4 出願の手続 …………… 7	13 合格者の追加 …………… 18
5 出願状況の発表 …………… 9	14 第2次募集人員 …………… 18
6 出願変更 …………… 9	15 道外からの出願者の手続 …………… 20
7 学力検査 …………… 12	16 学力検査の得点の情報提供 …………… 20
8 面 接 等 …………… 15	17 北海道教育委員会への報告 …………… 22
9 学力検査の会場 …………… 15	18 そ の 他 …………… 23

第3 令和8年度(2025年度)北海道おといねっぶ美術工芸高等学校

推薦入学者選抜実施要項

1 対象学科 …………… 24	9 選抜の方法 …………… 27
2 推薦による入学者の範囲 …………… 24	10 合格内定者の通知及び入学の確約 …… 27
3 出願資格 …………… 24	11 合格内定者の発表 …………… 27
4 出願の受付 …………… 24	12 再 出 願 …………… 28
5 出願の手続 …………… 24	13 合格発表 …………… 28
6 出願状況の発表 …………… 26	14 北海道教育委員会への報告 …………… 29
7 出願変更 …………… 26	15 そ の 他 …………… 29
8 面 接 等 …………… 26	

<資料>

令和8年度北海道おといねっぶ美術工芸高等学校入学者選抜に おける学校裁量についての実施予定 ……………	37
--	----

令和8年度北海道おといねっぶ美術工芸高等学校入学者選抜に おける「入学者の受入れに関する方針等」……………	37
--	----

北海道おといねっぶ美術工芸高等学校通学区域規則 ……………	38
-------------------------------	----

音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例 ……………	40
---------------------------	----

音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例施行規則 ……………	44
-------------------------------	----

第1 令和8年度（2026年度）道立高等学校入学者選抜に関する日程表

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路					報告 様式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上 推進課	
R7.1. 20	月		学力検査日、追検査日、推薦入学面接日、 合格発表日の告示							○
9月			道立高等学校入学者選抜実施要項の決定							○
9月下旬 11月上旬			道立高等学校入学者選抜の手引説明会 (オンデマンド配信及び各教育局実施)							
11. 6	木	この日まで	面接、実技の実施の報告（一般）	29, 55			この日まで 教育局へ	11.13（木）まで 学力向上推進課へ		一般27
		この日まで	英語の聞き取りテスト、英語による問答、 実技及び作文の実施の報告（推薦（道外推 薦含む））	65, 73			この日まで 教育局へ	11.13（木）まで 学力向上推進課へ		推薦7
11月下旬 12月上旬			生徒募集人員の発表							○
12. 5	金	この日から	出願者情報等のオンライン入力受付	10, 31, 33 61, 62, 81 91, 93～95 122, 123					入力ページ の開始	
		12:00まで	隣接学区等就学（通学区規則第4条 第1項第2号又は第3号）承認申請	10, 11 174, 180	中学校へ	高校へ				
12.12	金	この日まで	隣接学区等就学の承認、不承認の通知	10, 11 174, 180		出願者へ	中学校へ			
12.19	金	10:00～16:00	合格者ウェブ掲載シミュレーション				ウェブ掲載			
R8.1. 19	月	9:00～16:30	出願の受付（一般・推薦（道外推薦含 む）・連携型（一般・推薦含む）・ 有朋高校推薦）	9, 60 81, 92 121	中学校へ	高校へ				
1. 20	火	9:00～16:30								
1. 21	水	9:00～16:30								
1. 22	木	9:00～12:00	（道外（一般）は2.27（金）まで）	27					入力ページ の終了	
		この日から	特設受検場受検願及び委託受検願の受付	18～20 41, 42	中学校へ	高校へ				
1. 23	金	この日まで	出願状況の報告（一般・推薦（道外推薦含 む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高 校推薦）	29, 48 65, 84 97			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ		一般21
1. 24	土									
1. 25	日									
1. 26	月	10:00	出願状況の発表（一般・推薦（道外推薦含 む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高 校推薦）	12, 62 82, 124					発表 ウェブ掲載	
		この日から	出願変更に係る出願者情報等のオンライン 入力受付						入力ページ の開始	
1. 27	火	9:00～16:30	出願変更の受付（一般・連携型一般・ 連携型推薦）	12～15, 39 40, 85, 86	中学校へ	高校へ				
1. 28	水	9:00～16:30								
		この日まで	特設受検場受検及び委託受検の承認 書交付	18～20 41, 42		出願者へ	中学校へ			
			受検票の交付（推薦（道外推薦含む）・ 連携型・連携型推薦）	62, 82 123, 124		出願者へ	中学校へ			
1. 29	木	9:00～16:30								
			出願変更状況（中間）の報告	29, 49			13:30まで 教育局へ	15:00まで 学力向上推進課へ		一般 21の2
		16:30	出願変更状況の中間発表	13, 49			掲示			一般 21の2
		この日まで	出願変更状況の中間発表	13, 49					発表 ウェブ掲載	

（注） 北海道有朋高等学校については、単位制による定時制の課程のみを掲載している。なお、北海道有朋高等学校に係る報告につい
ては、本手引の97ページを参照すること。

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報告様式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会公報掲載	
R8.1.30	金	9:00～16:30									
1.31	土										
2.1	日										
2.2	月	9:00～16:00	↓ ↓						入力ページの終了		
2.3	火	12:00まで	個人調査書の送付（推薦（道外推薦含む）・連携型推薦）	35, 36 62, 123		高校へ	→				
		この日から	受検票の交付（一般・連携型一般）	12, 13 33, 85	出願者へ ←	→ 中学校へ					
2.4	水		出願変更後の出願状況の報告	29, 49			11:00まで教育局へ →				一般 21の2
2.5	木		出願変更後の出願状況の報告	29, 49				10:00まで学力向上推進課へ →			一般 21の2
2.6	金	この日まで	出願変更通知書等の送付	13, 40 85			当初出願先から出願変更先へ				
2.7	土										
2.8	日										
2.9	月										
2.10	火		推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）面接等・有朋高校推薦入学面接実施	63, 82 83, 93, 124							
2.11	水										
2.12	木	10:00	出願変更状況の発表	13, 49					発表ウェブ掲載		
			推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）面接等・有朋高校推薦入学面接欠席・延期者の状況の報告	65, 74 84, 97			16:00まで教育局へ →	17:00まで学力向上推進課へ →			推薦8
2.13	金	この日まで	受検票の交付（一般・連携型一般）	12, 13 33, 85	出願者へ ←	→ 中学校へ					
		この日から	個人調査書の送付（一般・連携型一般）	11, 35 36, 85	高校へ	→					
2.14	土										
2.15	日										
2.16	月										
2.17	火		推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・有朋高校推薦入学合格内定者数の報告	65, 74 84, 97			10:00まで教育局へ →	12:00まで学力向上推進課へ →			推薦8
2.18	水	10:00	推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・合格内定者数の発表	64, 83 124					発表ウェブ掲載		
		12:00まで	個人調査書の送付（一般・連携型一般）	11, 35 36, 85		高校へ	→				
		この日まで	推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・有朋高校推薦入学合格内定の通知	63, 64 71, 83 93, 124	出願者へ ←	→ この日まで中学校へ					
		この日から	再出願に係る出願者情報等のオンライン入力の受付						入力ページの開始		
2.19	木	9:00～16:30	入学確約書の提出（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）	63, 64 72, 83 93, 102 124	内定者中学校へ →	高校へ →					
		9:00～16:30	再出願の受付（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）	64, 65 75, 84 93, 94 124	再出願者中学校へ →	高校へ →					
2.20	金	9:00～16:30									
2.21	土										
2.22	日										
2.23	月										
2.24	火	9:00～16:00	↓ ↓ ↓						入力ページの終了		
2.25	水										

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報告様式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会公報掲載	
R8.2.26	木		入学予約書を提出しなかった者の数（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）の報告	65, 74 84, 97			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ			推薦8
			再出願後の出願状況の報告	29, 49 97			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ			一般 21の2
		12:00まで	特設受検場受検者名簿及び写真の送付	19			留萌教育局へ				
		12:00まで	委託受検者名簿及び写真の送付	19			委託先へ				
			特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告	29, 54			10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ			一般26
2.27	金		この日まで 再出願通知書の送付	64, 65 76, 84, 125			再出願先へ				
			この日まで 再出願者への受検票の交付	64, 65 125		再出願者 へ	中学校へ				
			この日まで 道外からの出願の受付（一般）	27	中学校へ	高校へ					
			この日まで 定時制の出願者で就職内定証明書を添付できる者の出願の受付	9	中学校へ	高校へ					
2.28	土										
3.1	日										
3.2	月	11:00	再出願後の出願状況の発表	49, 65 125					発表 ウェブ掲載		
3.3	火		関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況の報告	29			16:30まで 教育局へ	17:15まで 学力向上推進課へ			
3.4	水		検査当日の交通及び天候状況の報告	29			5:30まで 教育局へ	6:00まで 学力向上推進課へ			
			学力検査実施	15～17 125, 172							
			定時制の面接実施	18							
			検査開始の異常の有無の報告	29			開始直後 教育局へ	管内取りまとめ 後直ちに学力向上 推進課へ			
			検査開始後の状況の報告	29			開始直後 教育局へ	10:30まで 学力向上推進課へ			
			追検査の受検を希望する者の状況及び数の報告	20, 29	中学校へ	速やかに 高校へ	終了後 直ちに教育局 へ	管内取りまとめ 後直ちに学力向上 推進課へ			
3.5	木		全日制の面接、実技実施	18, 125							
			面接等の終了状況（全日制）の報告	29			終了後直ちに 教育局へ	管内取りまとめ 後直ちに学力向上 推進課へ			
		16:00まで	追検査受検願の提出（委託追検査受検願を含む）	20, 21 43, 44	中学校へ	高校へ					
3.6	金		追検査を受検する者の数の報告	29			10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ			
		12:00まで	追検査受検承認書の交付（委託追検査承認書を含む）	20, 21 43, 44		追検査 受検者へ	中学校へ				
		12:00まで	委託追検査受検者名簿及び写真の送付	21			委託先へ				
3.7	土										
3.8	日										
3.9	月										
3.10	火	9:00～16:30	有朋高校一般入学者選抜（前期）の出願の受付	90	中学校へ	高校へ					
3.11	水		追検査（学力検査、面接、実技）実施 定時制の追検査（面接）実施	21							
3.12	木										
3.13	金										
3.14	土										
3.15	日										
3.16	月										

(注) 1 特別の場合の出願変更については、受検可能な範囲で弾力的に対応すること。
2 2月27日（金）の「特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告」については、この日までに協議を終了した特別な配慮を必要とする生徒の状況についての最終的な報告であることに留意すること。

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報告様式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会公報掲載	
R8.3.17	火	10:00	合格発表	24, 65 84, 125			ウェブ掲載				
			合格者数及び欠員の報告	30, 50			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ			一般22
			合格の通知	24, 65 84, 125			出願者へ				
			受検者の学力検査の成績（一般・連携型一般）並びに合格者の受検番号及び氏名の通知	24, 65 84, 125			中学校へ				
		15:30まで	入学意思の有無の報告	24	合格者 中学校へ						
3.18	水	9:00～15:00	↓								
		この日から	学力検査の得点の情報提供の集中受付期間（3.26(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。))	27, 28 125	高校へ		受検者等へ				
		9:30まで	入学意思のない者の報告及び確認	24		高校へ					
		9:30～16:30	追加合格の通知	24, 125		出願者へ	中学校へ				
		16:30まで	追加合格者の入学意思の確認及び報告	24		追加合格者に確認 高校へ					
3.19	木	9:00	第2次募集人員の発表	25			掲示				
			追加合格者数及び第2次募集の人員の報告	30, 51			9:30まで 教育局へ	11:00まで 学力向上推進課へ			一般23
		16:00まで	追加合格者の入学辞退の連絡	24		私立高校へ					
		この日まで	第2次募集人員の発表	25						発表 ウェブ掲載	
			有朋高校一般入学者選抜（前期）の出願状況の報告	97			15:00まで 教育局へ	16:00まで 学力向上推進課へ			
3.20	金										
3.21	土										
3.22	日										
3.23	月	9:00～16:30	第2次募集の出願の受付	25	中学校へ	高校へ					
3.24	火	9:00～16:30	↓								
			有朋高校一般入学者選抜（前期）の作文及び面接実施	91							
3.25	水	この日まで	第2次募集の個人調査書の送付	26		高校へ					
3.26	木	15:00まで	学力検査の得点の情報提供の集中受付期間（3.18(水)から）	27, 28 125	高校へ		受検者等へ				
3.27	金		第2次募集の合格者数の報告	30, 52			10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ			一般24
		この日まで	第2次募集の合格の通知	26, 27			出願者へ				
3.28	土										
3.29	日										
3.30	月	10:00	有朋高校入学者選抜（前期）の合格発表（一般・推薦）	92, 94			ウェブ掲載				
			有朋高校入学者選抜（前期）の合格者数の報告（一般・推薦）	97			10:00まで 教育局へ	12:00まで 学力向上推進課へ			

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報告 様式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上 推進課	北海道教 育委員会 公報掲載	
R8.4.17	金	この日まで	定時制の第2次募集終了後の選抜による出願の受付	26, 27							
4.20	月		入学者選抜実施結果状況調査票の提出	30			この日まで 教育局へ	⇒ 4.28 (火) まで 学力向上推進課へ	⇒		
4.22	水		定時制の第2次募集終了後の選抜による入学者数の報告	30, 53			10:00まで 教育局へ	⇒ 13:00まで 学力向上推進課へ	⇒		一般25
4.28	火		有朋高校入学者選抜実施状況の報告	97			この日まで 教育局へ	⇒ 5.12 (火) まで 学力向上推進課へ	⇒		
7.1	水		有朋高校一般入学者選抜（後期）募集人員の報告	97			この日まで 教育局へ	⇒ 7.2 (木) まで 学力向上推進課へ	⇒		
7月中旬			有朋高校一般入学者選抜（後期）募集人員の告示							○	
8月			公立高等学校入学者選抜状況報告書の発行						発行		
8.3	月	この日から	有朋高校一般入学者選抜（後期）の出願者情報等のオンライン入力受付	91					入力ページの開始		
8.21	金	9:00～16:30	有朋高校一般入学者選抜（後期）の出願の受付	90							
8.28	金	9:00～12:00	↓						入力ページの終了		
8.31	月		有朋高校一般入学者選抜（後期）の出願状況の報告	97			10:00まで 教育局へ	⇒ 11:00まで 学力向上推進課へ	⇒		
9.3	木		有朋高校一般入学者選抜（後期）学力検査等実施	92							
9.10	木	10:00	有朋高校一般入学者選抜（後期）の合格発表	92			ウェブ掲載				
			有朋高校一般入学者選抜（後期）の合格者数の報告	97			10:00まで 教育局へ	⇒ 13:00まで 学力向上推進課へ	⇒		

第2 令和8年度（2026年度）北海道おといねっふ美術工芸高等学校 一般入学者選抜実施要項

（令和7年（2025年）10月24日教育長決定）

この要項は、令和8年度（2026年度）の北海道おといねっふ美術工芸高等学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜（推薦による入学者の選抜を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募 集 人 員

全日制課程工芸科 40名（ただし、推薦による入学者を含む。）

2 出 願 資 格

本校に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和8年（2026年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和8年（2026年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年（2026年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【留意事項】

北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)1月19日(月)～ 令和8年(2026年)1月22日(木)	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

4 出 願 の 手 続

(1) 出 願 者 の 手 続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校の校長に提出すること。ただし、令和8年（2026年）3月31日に満18歳以上の者（平成20年（2008年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～エの書類に出願資格が分かる書類を添付して、本校の校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、本校の校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、本校の校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例（昭和58年12月21日条例第12号）に定める金額（2,200円）をゆうちょ銀行へ納入すること。（払込手数料等は出願者が負担すること。）

○ ゆうちょ銀行からの払込による場合

口 座 記 号	0 2 8 3 0 - 9 -
口 座 番 号	6 5 3 3 （下4桁に記入）

○ 他の金融機関からの振込による場合

銀 行 名	ゆうちょ銀行
金融機関コード	9 9 0 0
店 番	2 8 9
預 金 種 目	当 座
店 名	二八九 店（ニハチキュウ 店）
口 座 番 号	0 0 0 6 5 3 3

【留意事項】

- 1 ゆうちょ銀行からの払込による場合は振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼り付けることとするが、他の金融機関等の口座からの振込による場合は、振込証明書・受付書等納入を証明する書類を入学願書の裏面に貼り付けるか同封すること。
- 2 払込・振込者の氏名は、出願者の氏名を原則とするが、他の金融機関からの振込による場合は、口座所有者氏名（保護者等氏名）でかまわない。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受 付 期 間
令和7年(2025年)12月5日（金）～令和8年(2026年)1月22日（木）

【留意事項】

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、北海道教育委員会が別に定める「令和7年度道立高等学校入学者選拔出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の入力等

(1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

(2) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

(3) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。

(4) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

イ 写真台紙（ウェブ申請用）（別記様式1）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を貼り付けること。

ウ 住民票の写し

出願後において本校の校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和8年（2026年）1月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

エ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 中学校長の手続

ア 入学願書（ウェブ申請用）及び出願者一覧表

本校の校長に出願者の入学願書（ウェブ申請用）を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表（別記様式2）を添付すること。

【留意事項】

1 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書きし、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。

2 出願者一覧表用紙は、中学校において作成すること。

3 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

イ 個人調査書

中学校長は、令和8年（2026年）2月13日（金）から2月18日（水）正午までに、本校の校長に個人調査書（別記様式3）を送付すること。

なお、中学校卒業後5年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同

一般要項

じ。)については、個人調査書の作成を要しない。

【留意事項】

- 1 個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
- 2 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 3 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和8年（2026年）2月18日（火）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 5 個人調査書の記載については、この要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」（36ページ）によること。
- 6 個人調査書を本校の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(3) 本校の校長の手続

ア 本校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（別記様式4）を当該中学校長に交付すること。

イ 受検票

本校の校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、令和8年（2026年）2月3日（火）から2月13日（金）までとする。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

ウ 入学願書受付簿

本校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（別記様式5）に記入すること。

5 出 願 状 況 の 発 表

令和8年（2026年）1月22日（木）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	1月26日（月）	10：00	北海道教育委員会 学力向上推進課ウェブページ

6 出 願 変 更

(1) 出願者は、他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

【留意事項】

出願者が普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の住所が北海道立高等学校通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

なお、本校に出願を変更するときは、「北海道おといねっぶ美術工芸高等学校通学区域規則」〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条が適用される。

- (2) 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)1月27日(火)～ 令和8年(2026年)2月2日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (2日は16:00までとする。)

- (3) 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願(別記様式6)を中学校長を経由して本校の校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長に提出すること。

- (4) 本校の校長の手続

ア 出願変更承認書

当初出願を受け付けた本校の校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書(別記様式7)を交付すること。

イ 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた本校の校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和8年(2026年)2月6日(金)までに、出願変更通知書(別記様式8)、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた本校の校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和8年(2026年)2月13日(金)までに受検票を交付すること。

- (5) 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 中間発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校(掲示)	1月29日(木)	16:30	本校職員玄関前
全 道(発表)		当日中	北海道教育委員会 学力向上推進課ウェブページ

イ 最終発表

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道(発表)	2月12日(木)	10:00	北海道教育委員会 学力向上推進課ウェブページ

【留意事項】

- 1 中間発表は、別記様式21の2の「倍率 $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。
- 2 中間発表については、令和8年(2026年)1月29日(木)正午現在の数とする。

【留意事項】

1 出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。

(1) 道立高等学校間における場合

当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

- ア 入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。
- イ 全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
- ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
- エ 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(2) 道立高等学校から市町村立高等学校への場合

ア 出願者は、新たに作成する入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書は、「6 出願の手続」の(1)のア（札幌市立高等学校への出願変更の場合は、札幌市所定の方法）により作成し、入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。

ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

- (7) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
- (4) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
- (9) 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(3) 市町村立高等学校から道立高等学校への場合

ア 出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。

イ 当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。

(4) 変更先の高等学校においては、次の手続をすること。

- ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。
- イ 前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の()内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の(※)内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。

2 出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和59年(1984年)12月1日付け教高第1171号教育長通達)(183ページ)を参照すること。

7 学 力 検 査

(1) 学力検査の実施

学力検査を実施する。

【留意事項】

問題用紙等の送付及び保管

- 1 学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日、部数等については、別に通知する。
- 2 小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長に北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォーム等により報告するとともに、厳重に保管すること。
- 3 「6 出願変更」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長に、不足数を電話により請求すること。

(2) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月4日（水）とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 ～ 10:15	10:35 ～ 11:30	11:50 ～ 12:45	13:35 ～ 14:30	14:50 ～ 15:45
教 科	第1部 国 語	第2部 数 学	第3部 社 会	第4部 理 科	第5部 英 語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

ウ 解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配付を終えること。

【留意事項】

1 問題用紙及び解答用紙

- (1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

	令和8年度
	第○部
	(教科)
問題用紙	各○○部入り
解答用紙	
注意事項	開封は、検査室において行うこと。

- (2) 封筒は、教科別に5種類である。ただし、第5部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。
- (3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れている。
- (4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。
- (5) 開封は、当該教科の検査時間の直前に検査室において行うこと。

2 正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

	令和8年度
	第○部
	(教科)
正答表	○部入り
注意事項	当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。

(3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

(4) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

【留意事項】

1 受検場の設営

- (1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。
- (2) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

2 学力検査の実施

- (1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。
- (2) 解答用紙に出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。
- (3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。
- (4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、音威子府村教育委員会教育次長、上川教育局長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長に電話で連絡し、指示を受けること。
- (5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。
- (6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。
- (7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

3 答案の保管

学力検査の答案は厳重に保管すること。

4 問題等の公表

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布すること、又は校内等に掲示することは差し支えない。

一般要項

8 面接等

面接等は、一般入学者選抜においては実施しない。

9 学力検査の会場

学力検査の受検場は、原則として、本校とする。

10 追検査

(1) 対象者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

ア 中学校長は、本検査を受検できない者（過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。）が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を本校の校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長へ電話等により連絡すること。

【留意事項】

本校の校長は、中学校長から追検査の受検を希望する旨の連絡があった場合は、終了時点受検者数とともに音威子府村教育委員会及び上川教育局に報告すること。

イ 出願者は、令和8年（2026年）3月5日（木）午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、本校の校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 中学校長は、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で追検査受検願の写しを本校の校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。
- 2 中学校長は、受検に際し、新たに特別な配慮を必要とする場合には、速やかにその旨を本校の校長へ電話等により連絡すること。

ウ 追検査受検願の提出を受けた本校の校長は、令和8年（2026年）3月6日（金）正午までに追検査受検承認書（別記様式14）を中学校長を経由して当該出願者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

【留意事項】

本校の校長は、追検査の受検を承認する旨を、速やかに中学校長に電話により連絡すること。

(3) 学力検査の実施

学力検査を実施する。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月11日（水）とする。

イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として、本校とする。

ウ 実施内容

「7 学力検査」の(2)イ及びウによる。

エ 検査教科及び配点

「7 学力検査」の(3)による。

オ 受検者の持参すべきもの

「7 学力検査」の(4)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

(4) 面接等の実施

面接等は、一般入学者選抜追検査においては実施しない。

11 入学者の選抜

本校の校長は、入学者の選抜に当たっては、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜することとし、本校の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

また、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

(1) 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

ア 個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）

個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

イ 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

ウ 面接、実技を行った場合は、その結果

(2) 特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

(3) 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

ア 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

イ 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

ウ 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

【留意事項】

- 1 (3)のアにおいて、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を500点満点に換算した上で（小数第1位を四捨五入する。）相関表を用いること。

- (1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の⑤の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。
- (2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

		相 関 表		
		1	2	3
	学力検査の成績	500 }	480 }	460 }
	各教科の評定の記録	481	461	441
A	315～296			
B	295～276			
C	275～256			

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、20点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、20点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

- 2 選抜の手順については、次により行うこと。
 - (1) (3)のアによる選抜を最初に行うこと。
 - (2) (3)のアにおいて合格とならなかった者を対象に、(3)のイ、ウの方法により選抜を行うこと。選抜に当たっては、受検者の学力検査の成績に0.63を乗じ、満点を315点に換算した上で選抜すること。なお、(3)のイ、ウの方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。
- 3 (3)のイの方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。
- 4 (3)のウの方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。
- 5 採点
 - (1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。
 - (2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

12 合 格 発 表

本校の校長は、令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（本校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

本校の校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

13 合 格 者 の 追 加

- (1) 本校の校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。
- (2) 追加した合格者への通知は、令和8年（2026年）3月18日（水）に行うものとする。

【留意事項】

1 入学意思の確認

- (1) 中学校長は、合格者に対し、令和8年（2026年）3月17日（火）午後3時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。
- (2) 中学校長は、令和8年（2026年）3月18日（水）午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を本校の校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと）。
- (3) 本校の校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。

2 追加合格

- (1) 本校の校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和8年（2026年）3月18日（水）午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと（中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと）。
- (2) 本校の校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、令和8年（2026年）3月18日（水）午後4時30分までに本校の校長に報告すること。
 なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に入学する意思を有するときは、令和8年（2026年）3月19日（木）午後4時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

14 第 2 次 募 集

(1) 第2次募集を行う場合

ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。

イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

一般要項

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	3月19日（木）	9：00	本校職員玄関前
全 道（発表）	3月19日（木）	当日中	北海道教育委員会 学力向上推進課ウェブサイト

【留意事項】

第2次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第2次募集人員とする。

(3) 出 願 資 格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

- ア 当初の入学選抜において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）
- イ 推薦入学選抜又は連携型入学選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

(4) 出 願 の 受 付

第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)3月23日（月）～ 令和8年(2026年)3月24日（火）	9：00～16：30

(5) 出 願 の 手 続

- ア 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学選抜において出願しなかった者を除く。）
- イ 受検（出願）証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検（出願）証明書（別記様式18）を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書（別記様式19）を出願先の高等学校長に送付すること。

【留意事項】

当初の入学選抜（本検査及び追検査）において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検（出願）証明書交付願及び受検（出願）証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

- ウ 出願者は、入学願書（おといねっぷ一般要項で定める入学願書（手書き用）その他必要書類を受検（出願）証明書（当初の入学選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、本校の校長に提出すること。

【留意事項】

第2次募集の出願にあたっては、出願者本人が本校のウェブサイトから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

なお、入学検定料については、おといねっぷ一般要項「4 出願の手続き」の(1)に定めるものとする。

- エ 上記ア及びウにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長に提出すること。

- オ 中学校長は、「4 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和8年（2025年）3月25

日（水）までに本校の校長に送付すること。

なお、当初の入学選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

カ 本校の校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

【留意事項】

- 1 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
- 2 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

(7) 入学者の選抜

入学者の選抜については、「11 入学者の選抜」に定めるところによる。

なお、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文のほか必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。

(8) 合格発表

本校の校長は、令和8年（2026年）3月27日（金）までに合格者に通知すること。

【留意事項】

本校の校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその氏名を通知すること。
 なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

15 道外からの出願者の手続

道立一般要項の「18 道外からの出願者の手続」は該当しない。出願者については、北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条が適用される。

【留意事項】

- 1 おといねっふ一般要項の「4 出願の手続」によること。
- 2 おといねっふ一般要項の「4 出願の手続」の(2)イの個人調査書（別記様式3）については、都道府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

16 学力検査の得点の情報提供

本校の校長は、受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供できる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供場所

本校とする。

(3) 情報提供の方法

情報提供するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより、又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

(4) 情報提供の期間

令和8年（2026年）3月18日（水）から令和13年（2031年）3月31日（月）までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

一般要項

(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、本校は受付窓口を設置するなどして対応すること。なお、本校の校長は必要に応じ、集中受付日を別途設定することができる。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)3月18日(水)～ 令和8年(2026年)3月26日(木) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00

【留意事項】

1 受検者等の確認方法

- (1) 本校の校長は、受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認すること。
- (2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第3項に掲げる書類(戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類)により確認すること。また、運転免許証などの書類により、代理人本人であることを確認すること。

2 その他

受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に本校に連絡すること。連絡を受けた本校の校長は、受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定すること。

17 北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
学力検査日前	1	面接、実技の実施	11月6日(木)	この日まで	電話又はN.S.	11月13日(木)まで	N.S.	別記様式27
	2	出願状況	1月23日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式21
	3	出願変更の状況(中間)	1月29日(木)	13:30まで	同上	15:00まで	同上	別記様式21の2
	4	出願変更後の出願状況	2月4日(水)	11:00まで	同上	2月5日(木)10:00まで	同上	別記様式21の2
	5	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	HARPフォーム			受領個数、こん包の異常の有無等
	6	再出願後の出願状況	2月26日(木)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式21の2
	7	特別な配慮を必要とする生徒の状況	2月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式26
	8	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月3日(火)	16:30まで	同上	17:15まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無
学力検査日	9	検査当日の交通及び天候状況	3月4日(水)	5:30まで	同上	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等
	10	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上 N.S.	1 開始の異常の有無 2 本検査受検者数(他校に委託した受検者を含む。) 3 本検査欠席者数(出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。)
	11	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)		その都度直ちに	電話	直ちに	電話	緊急措置の内容等
	12	学力検査終了状況		終了後直ちに	電話又はN.S.	管内取りまとめ後直ちに	N.S.	終了時刻、検査状況等
	13	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	14	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	同上	同上	同上	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	15	追検査の受検を希望する者の状況及び数		同上	同上	同上	同上	追検査受検希望者数(終了時点受検者数とともに報告する。)
学力検査日後	16	面接等の終了状況(全日制)	3月5日(木)	同上	同上	同上	同上	終了時刻、検査状況等
	17	追検査を受検する者の数	3月6日(金)	10:00まで	電話	12:00まで	C.S.	別途指示
	18	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月10日(火)	17:00まで	同上	17:30まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無

一般要項

区分	番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
追検査日	19	検査当日の交通及び天候状況	3月11日(水)	5:30まで	電話	6:00まで	電話	交通障害の有無、天候の状況等
	20	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上	1 開始の異常の有無 2 追検査受検者数(他校に委託した受検者を含む。) 3 追検査欠席者数(出願の取消しの出がであった場合は欠席として取り扱う。)
	21	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)		その都度直ちに	同上	直ちに	同上	緊急措置の内容等
	22	学力検査終了状況		終了後直ちに	同上	管内取りまとめ後直ちに	同上	終了時刻、検査状況
	23	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	24	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	電話又はN.S.	同上	N.S.	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	25	面接等の終了状況(全日制)	3月12日(木)	同上	電話	同上	電話	終了時刻、検査状況等
追検査日後	26	合格者数及び欠員	3月17日(火)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式22
	27	追加合格者数及び第2次募集の人員	3月19日(木)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式23
	28	第2次募集の合格者数	3月27日(金)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式24
	29	入学者選抜実施結果状況調査票	4月20日(月)	この日まで	文書又はN.S.	4月28日(火)まで	文書又はN.S.	別途指示
	30	定時制の第2次募集終了後の選抜による入学者数	4月22日(水)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式25

※ C.S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

※ N.S. は、入学者選抜報告システムのことである。

※ HARPフォームは、北海道電子自治体共同システムにおけるHARPフォームのことである。

18 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 出願者が作成する書類(ただし、入学願書・写真台紙及び受験票は除く。)については、北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- (3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は本校の校長にその事情を説明し、本校の校長は音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (4) この要項により難い場合は、音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願変更における本校の校長から変更先の高等学校長への出願書類の送付
- 2 第2次募集における学力検査成績証明書の、さきに受検した高等学校長から本校の校長への送付

第3 令和8年度（2026年度）北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 推薦入学者選抜実施要項

（令和7年（2025年）10月24日教育長決定）

この要項は、令和8年度（2026年度）の北海道おといねっぷ美術工芸高等学校（以下「本校」という。）の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対 象 学 科

全日制課程工芸科

2 推薦による入学者の範囲

募集人員の75%程度の数とする。

3 出 願 資 格

次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和8年（2026年）3月末日までに国内全域の中学校若しくはこれに準じる学校（ただし、中等教育学校前期課程を除く。）又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者（公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

4 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年(2026年)1月19日(月)～ 令和8年(2026年)1月22日(木)	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

5 出 願 の 手 続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、全日制課程の工芸科とする。

(2) 出願書類の提出及び受付

ア 出願者の手続

推薦要項

出願者は、次の書類を、現に在学する中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校の校長に提出すること。

【留意事項】

夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、本校の校長に提出すること。

(ア) 入学願書（ウェブ申請用）の規定による入学願書

出願者は、あらかじめウェブ上の「出願情報電子申請システム」（以下、「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例（昭和58年12月21日条例第12号）に定める金額（2,200円）をゆうちょ銀行へ納入すること。（払込手数料等は出願者が負担すること。）

○ ゆうちょ銀行からの払込による場合

口座記号	02830-9-
口座番号	6533（下4桁に記入）

○ 他の金融機関からの振込による場合

銀行名	ゆうちょ銀行
金融機関コード	9900
店番	289
預金種目	当座
店名	二八九 店（ニハチキュウ 店）
口座番号	0006533

【留意事項】

- 1 ゆうちょ銀行からの払込による場合は振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼り付けることとするが、他の金融機関等の口座からの振込による場合は、振込証明書・受付書等納入を証明する書類を入学願書の裏面に貼り付けるか同封すること。
- 2 払込・振込者の氏名は、出願者の氏名を原則とするが、他の金融機関からの振込による場合は、口座所有者氏名（保護者等氏名）でかまわない。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月22日(木)

【留意事項】

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、北海道教育委員会が別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選拔出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の入力等

- (1) 「出願区分」で「推薦」を選択すること。
- (2) 「出願学科」で、志望する学科名を選択すること。

- (イ) 写真台紙（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）
出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を貼り付けること。
- (ウ) 受検票（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）
- (エ) 自己推薦書（全日制課程受検者用（別記様式1））
- イ 中学校長の手続
中学校長は、次の書類を本校の校長に提出すること。
- (ア) 出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）
- (イ) 個人調査書（一般要項の別記様式3による。令和8年（2026年）2月3日（火）正午までに提出すること。）

【留意事項】

- 1 (ア)及び(イ)の用紙は、中学校において作成すること。
- 2 (ア)は、出願時に提出すること。
- 3 個人調査書の記載については、一般要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」（36ページ）によること。
- 4 個人調査書を本校の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

ウ 本校の校長の手続

- (ア) 本校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式4による。）を当該中学校長に交付すること。
- (イ) 本校の校長は、令和8年（2026年）1月28日（水）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (ウ) 本校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式5による。）に記入すること。

6 出 願 状 況 の 発 表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	1月26日（月）	10：00	北海道教育委員会 学力向上推進課ウェブページ

7 出 願 変 更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

8 面 接 等

面接等は、令和8年（2026年）2月10日（火）に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、令和8年（2026年）2月12日（木）に引き続き行うことができる。

(1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、本校とする。

推薦要項

(2) 面接

面接は、本校の校長の定めるところにより実施する。

なお、本校の校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接等の実施日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、中学校長を経由して本校の校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 本校の校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。
- 4 面接等の期日の延期を行ってもなお受検できない出願者がいる場合、本校の校長は、再出願について北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

9 選 抜 の 方 法

本校の校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書

個人調査書の内容のうち、「出欠の記録」については、選抜の資料として使用しないものとする。

- (3) 面接の結果

10 合格内定者の通知及び入学の確約

- (1) 本校の校長は、合格内定者に、令和8年（2026年）2月18日（水）までに中学校長を経由して合格内定通知書（別記様式5）を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（別記様式6）を提出させ、その入学確約書を令和8年（2026年）2月19日（木）から2月24日（火）午後4時までの間に本校の校長に送付すること。

【留意事項】

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和8年（2026年）2月24日（火）午後4時までに電話で本校の校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	2月18日（水）	10：00	北海道教育委員会 学力向上推進課ウェブページ

12 再 出 願

- (1) 合格内定とならなかった者については、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- (2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和 8 年 (2026 年) 2 月 19 日 (木) ~ 令和 8 年 (2026 年) 2 月 24 日 (火) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9 : 00 ~ 16 : 30 (24 日は 16 : 00 までとする。)

(3) 出願者の手続

再出願しようとする者は、再出願願（別記様式 9）を中学校長を経由して、本校の校長に提出すること。

(4) 本校の校長の手続

ア 再出願承認書

推薦入学の出願を受け付けた本校の校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書（別記様式 10）を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

推薦入学の出願を受け付けた本校の校長は、再出願先の高等学校長に対し、令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金）までに再出願通知書（別記様式 11）、再出願願の写し及び出願者の出願書類（自己推薦書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。）を送付すること。

なお、推薦入学の出願を受け付けた本校の校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金）までに出願者に交付すること。

【留意事項】

- 1 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、北海道教育委員会「道立高等学校推薦入学選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（令和 3 年（2021 年）11 月 25 日付け教高第 2150 号教育長通知）（184 ページ）を参照すること。
- 2 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「6 出願変更」の留意事項に定める手続に準じること。

- (5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	3 月 2 日（月）	11 : 00	北海道教育委員会 学力向上推進課ウェブサイト

13 合 格 発 表

本校の校長は、令和 8 年（2026 年）3 月 17 日（火）午前 10 時に合格者の受検番号を発表（本校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

本校の校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

14 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月6日(木)	この日まで	N.S.	11月13日(木)まで	N.S.	推薦要項の別記様式7
2	出願状況	1月23日(金)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21
3	面接等の終了状況	2月10日(火)又は2月12日(木)	終了後直ちに	同上	管内全学校の報告確認後直ちに	同上	終了時刻、面接の状況等
4	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日(木)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	推薦入学合格内定者数	2月17日(火)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
6	入学確約書を提出しなかった者の数	2月26日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N.S. は、入学者選抜報告システムのことである。

15 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 出願者が作成する書類（ただし、入学願書・写真台帳及び受験票は除く。）については、北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- (3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は本校の校長にその事情を説明し、本校の校長は音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (4) この要項により難しい場合は、北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

再出願における、本校の校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式

				※受検番号		()	
収入証紙				※道立高等学校への出願者のみ、収入証紙を貼り付けること。市町村立高等学校に出願する場合は、各学校の指示に従い、入学検定料を納付してください。			
入 学 願 書							
年 月 日							
様							
出 願 者 署 名							
保 護 者 等 署 名							
貴校に入学したいので、許可してください。							
出願 課程			出願 学科		第1志望	第2志望	第3志望
出 願 者	ふりがな 氏 名				生	ふりがな 氏 名	
	現 住 所				保 護 者 等	現 住 所	
	出身(在籍) 中 学 校					電 話	番
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日					出 願 者 との関係	
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無							
全日制の課程の 普通教育を主と する学科へ就学 するときの区分							
備 考							

記入上の注意
 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式（手書き用）

		※ 受 検 番 号 ()	
収入証紙		※道立高等学校への出願者のみ、収入証紙を貼り付けること。市町村立高等学校に出願する場合は、各学校の指示に従い、入学検定料を納付してください。	
入 学 願 書			
令和 年 月 日			
高等学校長 様			
出 願 者 署 名			
保護者等署名			
貴校に入学したいので、許可してください。			
出願 課程	全日制の課程 定時制の課程	出願学科	第1志望 第2志望 第3志望 科 科 科
出 願 者	ふりがな氏名	昭和・平成 年 月 日生	保 護 者 等
	現住所	□□□-□□□□	現住所
	出身(在籍) 中学校		電話 番
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日		出 願 者 との関係
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無		有 ・ 無	
全日制の課程の 普通教育を主とする 学科へ就学するときの区分	1 通学区区域規則第2条による就学 2 通学区区域規則第3条第1号による就学 3 通学区区域規則第3条第2号による就学 4 通学区区域規則第3条第3号による就学 5 通学区区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区区域規則第4条第1項第3号による就学 (「通学区区域規則」とは、北海道立高等学校通学区区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号)をいう。) 8 ()による就学		
備 考			

記入上の注意

- 「出願課程」、「出願者の生年月日」、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」及び「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 北海道立高等学校通学区区域規則に準じない、全日制の課程の市町村立高等学校を受検する場合、「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の8を○で囲み、括弧内に該当する市町村の通学区区域規則等を記入すること。なお、この場合、普通教育を主とする学科に限らないこと。
- ※印の欄は記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記様式 1 (日本産業規格 A 4 縦型)

写 真 台 紙	
	※受検番号 ()
ふりがな 出 願 者 氏 名	
出身 (在籍) 中学校	
出 願 す る 高 等 学 校	(※ 高等学校)
出 願 課 程	
出 願 学 科	(※ 科)

写真を貼る位置

(写真は縦7センチメートル、横5センチメートル、出願前6か月以内に上半身を正面から撮影したもの)

(注) 1 出身 (在籍) 中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。こと。
2 ※印の欄は記入しないこと。

令和 8 年度 (2026年度) 受検票	
	※受検番号 ()
出願者氏名	
出身 (在籍) 中 学 校	
出 願 す る 高 等 学 校	(※ 高等学校)
出 願 課 程	
出 願 学 科	(※ 科)

学力検査実施校における検査時間等

3月4日 (水)

検査時間	受検場入室 8:40まで 第1部 国語 9:20 ~ 10:15 第2部 数学 10:35 ~ 11:30 第3部 社会 11:50 ~ 12:45 第4部 理科 13:35 ~ 14:30 第5部 英語 14:50 ~ 15:45
------	---

持 参 品

ア 受検票
イ 鉛筆 (シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規 (分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り
なお、計算機 (時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話 (スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末 (スマートウォッチを含む。) 等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。
ウ 上履き及び昼食

(注) 1 出身 (在籍) 中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。こと。
2 ※印の欄は記入しないこと。

(注) 学力検査を実施しない選抜を行う場合については、別途連絡する。

別記様式 2 (日本産業規格 A 4 縦型)

(一般・推薦・連携型) 出願者一覧表

出 願 先	北海道 高等学校		学 校 名	中学校 校長名		所 在 地	□□□-□□□□ (電話)		
番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考	番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
				男		女		計	
(一般・推薦・連携型) 出願者数				人		人		人	

- (注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。
 2 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。
 3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、備考欄に「道外」と記入すること。
 4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、備考欄に「配慮有」と記入すること。

別記様式3（日本産業規格A4縦型）

個人調査書

受検番号	
------	--

出願先高等学校		北海道				高等学校		全日 定時 通信		制課程		
1 学籍 の 記 録	学校名及び所在地											
	ふりがな 氏名		平成 年 月 日生（性別 ）				卒業年月		平成 年 月 卒業 令和 年 月 卒業見込			
	備考（転学の記録など）											
2 各 教 科 の 学 習 の 記 録	評 定				5 第3学年の行動の記録	基本的生活習慣		思いやり・協力				
	教科 \ 学年		1	2		3	健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護			
	国 語						自主・自律		勤労・奉仕			
	社 会						責任感		公正・公平			
	数 学						創意工夫		公共心・公徳心			
	理 科					6 総合所見及び指導上参考となる諸事項						
	音 楽											
	美 術											
	保 健 体 育											
	技 術 ・ 家 庭											
	外 国 語											
	評 定 の 合 計		㊦									
			㊧									
㊨												
3 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	第1学年					7 出 欠 の 記 録	項目 学年 \	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由		
	第2学年						1					
	第3学年						2					
							3					
						備 考						
4 特 別 活 動 の 記 録	第1学年											
	第2学年											
	第3学年											
						作成年月日		令和 年 月 日				
						中学校長名		中学校 印				

(注) 1 受検番号を記入すること。ただし、有朋高校については記入しないこと。
2 ※印の欄は記入しないこと。
3 義務教育学校の後期課程の出願に当たっては、「第1学年」を「第7学年」と、「第2学年」を「第8学年」と、「第3学年」を「第9学年」と読み替えること。

点検者	※
-----	---

備考 個人調査書の記入について

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
 - (1) 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
 - (2) 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
 - (3) 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
 - ア ㊦の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
 - イ ㊧の欄には、㊦の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
 - ウ ㊨の欄には、㊧の欄に記入した数の全学年の総和（最高315、最低63）を記入すること。
- 3 3の欄には、各学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容及び出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 5 5の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 6 6の欄には、個人調査書の1から5までの各欄に記載されていない事項を記入すること。

なお、次のことに留意すること。

 - (1) 出願者の特徴や特技、成長に関わる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況を記入すること。
 - (2) 出願者が参加した学校内外における奉仕活動、スポーツ活動・文化活動（学校部活動や地域クラブ活動を含む。）の行事、大会及び資格・検定試験等を記入する場合は、実績や成績のみではなく、活動からうかがうことのできる出願者の長所、個性や意欲、能力などについても記入すること。
 - (3) 観点別学習状況の評価に見られる長所や学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が、選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 7 7の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。

なお、「備考」の欄は、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録その他出欠に関する特記事項等を記入すること。

また、出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、遅刻、早退等の状況については記入しないこと。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、5の欄は斜線を引くこと。

北海道おといねっぶ美術工芸高等学校

令和8年度 北海道おといねっぶ美術工芸高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定

学区	学校名 ねっぶ工芸高等学校	学科名 工芸	推薦入試				一般入試			
			面接		学力検査等の実施		学力検査等の実施		複数尺度による選抜で重視する項目	
			入学枠（％程度）	面接	面接以外に実施する項目		学力検査		学力検査の成績を重視	
					総合的な学習の時間	総合所見等	学力検査	面接	個人調査等を重視	
道内全域	おといねっぶ美術工芸	工芸	75	－	－	－	－	－	－	－
道内全域	おといねっぶ美術工芸	工芸	75	－	－	－	－	－	－	－
道内全域	おといねっぶ美術工芸	工芸	75	－	－	－	－	－	－	－
道内全域	おといねっぶ美術工芸	工芸	75	－	－	－	－	－	－	－

令和8年度 北海道おといねっぶ美術工芸高等学校推薦入学者選抜における「入学者の受入れに関する方針等」

学区	学校名	学科名	入学枠（％程度）	入学者の受入れに関する方針等
道内全域	おといねっぶ美術工芸	工芸	75%	次の全てに該当する生徒 1 工芸や美術に対する適性及び興味・関心を持っている生徒 2 学習活動に積極的に取り組み、進路目標が明確で前向きな高校生活を送る意志を持っている生徒 3 部活動及び生徒会活動やボランティア活動、国際理解等に興味・関心を持ち、主体的にこれらの活動に取り組もうとする意志を持っている生徒

※「北海道おといねっぶ美術工芸高等学校通学区域規則」により、**学区外（国内全域）からの出願も可能**です。

北海道おといねっぶ美術工芸高等学校通学区域規則、その他本校の入学者選抜に係わる詳細は北海道おといねっぶ美術工芸高等学校にお問い合わせください。また、下記のホームページでも御覧になれます。

北海道おといねっぶ美術工芸高等学校のURL

<https://www.otoinappu-h.ed.jp/>

学校所在地 〒098-2501 中川郡音威子府村字音威子府181番地1

電話 01656 (5) 3044 FAX 01656 (5) 3838

※入学者選抜に係わるその他の事項については、「令和8年度道立高等学校入学者選抜の手引」並びに「令和8年度北海道おといねっぶ美術工芸高等学校入学者選抜の手引」に従って実施します。

＜結束＞

<資料>

○北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則

平成 30 年 8 月 30 日

音威子府村教育委員会規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校（以下「おといねっぷ美術工芸高校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について定めることを目的とする。

(通学区域)

第 2 条 おといねっぷ美術工芸高校への就学（転学若しくは編入学又は転籍による場合も含む。以下同じ。）に係る学区は、別表のとおりとする。

第 3 条 おといねっぷ美術工芸高校へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）は学区内にその保護者（就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）の住所の存する者とする。

(学区外就学)

第 4 条 毎学年の初めにおける第 1 学年の入学の場合において、前条に規定する就学希望者以外の国内全域の就学希望者は、前条の規定にかかわらず、第 1 学年の生徒の入学定員に 100 分の 50 を乗じて得た数の範囲内で、おといねっぷ美術工芸高校へ就学することができる。

ただし、別表に示す学区内の就学希望者が入学定員に 100 分の 50 を乗じて得た数に満たない場合においては、入学定員に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えて、おといねっぷ美術工芸高校へ就学することができる。

第 5 条 おといねっぷ美術工芸高等学校の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、引き続き就学することができる。

(教育長への委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則（平成 30 年 8 月 30 日教委規則第 1 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日におといねっぷ美術工芸高校の第 1 学年に入学する者に係る就学から適用する。

2 平成 31 年 3 月 31 日以前におといねっぷ美術工芸高校の第 1 学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、北海道立高等学校通学区域規則（平成 16 年北海道教育委員会規則第 1）による。

3 音威子府村立高等学校通学区域規則（平成 12 年 8 月 24 日教委規則第 4 号）を廃止する。

<資料>

附 則（令和 6 年 9 月 13 日教委規則第 4 号）
（施行期日）

- 1 この規則は公布の日から施行する。

別表

就学すべき高等学校	通 学 区 域
北海道おといねっふ美術工芸高等学校	道 内 全 域

<資料>

○音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例

昭和58年12月21日

条例第12号

(趣旨)

第1条 音威子府村立高等学校の入学検定料、入学料及び授業料（以下「入学料等」という。）は、この条例の定めるところによる。

(入学料等の額)

第2条 入学料等の額は、別表のとおりとする。

(納付方法等)

第3条 入学料等の納付方法その他徴収手続きは、教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。

(既納の入学料等)

第4条 既納の入学料等は、いかなる事情があつても還付しない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。ただし、全日制の課程の入学検定料は昭和59年2月1日から、全日制の課程の授業料、入学料については昭和59年4月1日から適用する。
- 2 音威子府高等学校授業料等徴収条例（昭和27年条例第2号）は、昭和59年3月31日をもつて廃止する。
- 3 この条例施行の日以降において転学等による編入学生に係る授業料等は、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

附 則（昭和59年3月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年12月23日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は昭和61年2月1日から、入学料は昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月17日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。ただし、昭和60年4月1日以前の在学者にあつては従前の例による。

＜資料＞

附 則（昭和62年9月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月11日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は昭和63年1月1日から、入学金は昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年3月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。ただし、昭和63年4月1日以前の在学者にあつては、従前の例による。

附 則（平成3年12月18日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は平成4年1月1日から、入学金は平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月9日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、平成4年4月1日以前の在学者にあつては、従前の例による。

附 則（平成5年12月15日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は平成6年1月1日から、入学金は平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成9年12月17日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は平成10年1月1日から、入学金は平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月10日条例第6号）

1 この条例中第1条、次項及び附則第4項の規定は平成10年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日において現に音威子府高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成11年3月31日において現に音威子府高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、第2条の規定による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成10年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定に

＜資料＞

にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成12年3月10日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月15日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年3月31日において現に音威子府高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の規定による。
- 3 平成13年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成14年1月11日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日条例第9号）

- 1 この条例の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において、現におといねつふ美術工芸高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の規定による。
- 3 平成18年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成20年3月7日条例第7号）

- 1 この条例の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において、現におといねつふ美術工芸高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成20年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規

＜資料＞

定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成２２年６月２８日条例第７号）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例の規定は平成２２年４月１日から適用する。
- ２ 平成２１年度分の授業料の徴収については、改正後の音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２６年３月７日条例第４号）

- １ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
- ２ 施行日前から引き続き音威子府村立高等学校に在学する者（施行日前日に音威子府村立高等学校以外の高等学校（公立高等学校に係る授業料不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第９０号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律１８号）第２条第２項に規定する公立高等学校及び同上第３項に規定する私立高等学校等をいう。）に在学したものであつて、施行日以後に引き続き音威子府村立高等学校に転学し、又は編入学した者を含む。）については、改正後の第２条及び第３条にかかわらず、授業料を徴収しない。

別表

区分	金額	摘要
入学検定料	２，２００円	
入学料	５，６５０円	
授業料	９，９００円	月額

＜資料＞

○音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例施行規則

平成22年3月10日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例（昭和58年条例第12号）第3条の規定に基づき、音威子府村立高等学校の授業料、入学検定料、入学料の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等の納付方法)

第2条 授業料は、別に定める納入通知書により毎月10日までに音威子府村会計管理者（以下「会計管理者」という。）に納付するものとする。

2 前項の納付期限が休業日に当たるときは、その翌日とする。

3 第1項に規定する納付期限後に、納付義務が生じた場合は、その月の授業料の納付期限は納付義務が生じた日から10日目とする。

4 入学検定料及び入学料は、会計管理者に納付するものとする。

(出席停止及び納付督促)

第3条 生徒が授業料を納付期限後10日を過ぎても納付しない場合は、校長は、その生徒及び保護者に対し、別記第1号様式による授業料納付督促書を送付しなければならない。

2 前項の規定によつて、授業料を納付しない場合には、校長は、その生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(退学処分)

第4条 生徒が前条の規定による授業料納付督促書を受けた日から30日を過ぎても授業料を納付しない場合には、校長は、その生徒に対して退学を命ずることがある。

2 前項の規定により退学を命ずる場合には、校長は、生徒並びにその保護者及び保証人に対して別記第2号様式による退学処分通知書を送付するとともに、この旨を教育委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(授業料の免除)

第5条 委員会は、生徒の家庭が次の各号の一に該当し、貧困のため授業料の納付が困難と認められる場合は、その生徒の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 地震、水害、台風及び冷害等の災害を受けた場合

(2) 火災等の災厄に遇つた場合

＜資料＞

(3) その他特別の理由がある場合

(授業料の減額)

第6条 生徒が学年中途において入学、転学、退学又は死亡した場合には、その生徒の授業料は、在学しない月を減額するものとする。

2 学校の休業又は生徒の休学が全月に涉るときは、その月の授業料は減額するものとする。

(免除の申請)

第7条 第5条の規定により授業料の免除を受けようとするものは、毎年4月15日までに別記第3号様式による授業料免除申請書を校長に提出しなければならない。ただし、学年の途中で第5条に定める免除の事由が生じた場合は、その事由の生じたときに提出することができる。

2 前項に規定する申請書には、別記第4号様式による家庭状況調査書及び免除を受けようとする事由を証明することができる書類を添えなければならない。

3 校長は、第1項の申請を受理したときは、意見書を添えて、10日以内に委員会に進達しなければならない。

(免除の決定及び通知)

第8条 委員会は、授業料の免除を決定したときは、別記第5号様式による授業料免除証を校長を通じ本人に交付するものとする。

(免除の取消)

第9条 校長は、授業料を免除されている者で、その免除の事由が消滅したと認められる者があるときは、別記第6号様式により委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告書に基づき、授業料の免除の必要がないと認めたときは、これを取り消し、その旨を別記第7号様式により校長を通じて本人に通知する。

(授業料の徴収猶予)

第10条 委員会は、授業料を納付すべきものが第5条各号の一に該当し、授業料の納付が困難であると認められるときは、そのものの授業料の徴収を1年の範囲内において猶予することができる。

(徴収の猶予の申請)

第11条 前条の規定による授業料の徴収の猶予を受けようとするものは、その事由が生じた後、速やかに別記第8号様式による徴収猶予申請書を校長に提出しなければならない。

＜資料＞

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(徴収の猶予の決定の通知及び取消)

第12条 授業料の徴収の猶予の決定の通知及び取消については、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第8条中「別記第5号様式による授業料免除証」とあるのは、「別記第9号様式の授業料徴収猶予証」と、第9条第1項中「別記第6号様式」とあるのは「別記第10号様式による授業料徴収猶予事由消滅報告書」と、同条第2項中「別記第7号様式」とあるのは「別記第11号様式による授業料徴収猶予取消通知書」と読み替えるものとする。

(転学者等の徴収を猶予された授業料の納付)

第13条 授業料の徴収の猶予を受けているものが転学又は退学するときは、その徴収の猶予を受けている授業料を転学又は退学の日までに納付しなければならない。

(教育長への委任)

第14条 この規則の施行について、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(授業料の徴収猶予)

2 委員会は、音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例（昭和58年条例）第3条及び音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例施行規則（平成22年3月10日教育委員会規則第1号）第2条の規定にかかわらず、当分の間、徴収を猶予することができる。ただし、この規定は、平成22年4月分の授業料から適用し、平成22年3月分までの授業料については従前の例による